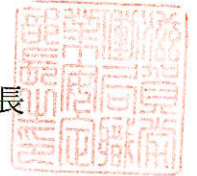


大

滋労安発 0507 第 1 号
令和 7 年 5 月 7 日

業界団体の長 殿

滋賀労働局職業安定部長



「派遣労働者の派遣料金に関する配慮義務」の周知について（要請）

平素は、職業安定行政の運営、特に労働者派遣事業の適正な運営に格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、政府におきましては、成長と分配の好循環を実現するため、足下での賃金引上げに向けた環境整備とともに、賃金引上げが高いスキルの人材を惹きつけ、企業の生産性を向上させ、それが更なる賃金引上げを生むという「構造的な賃上げ」の実現を目指し、支援策の強化等の取組を進めています。

大企業を中心に賃金引上げの動きがある中、今後は、全体の約 7 割を占める中小企業・小規模事業者の労働者とともに、パート・有期雇用労働者、派遣労働者等の非正規雇用労働者に、賃金引上げの流れを波及させていくことが重要となっています。

滋賀労働局では、派遣先の通常の労働者と派遣労働者との間の均衡のとれた待遇を確保するため、同一労働同一賃金及び派遣料金の配慮義務の遵守の徹底に向けて取り組んでいるところです。このため、各企業におかれましては、派遣会社の賃金引上げの原資となる派遣料金について、同一労働同一賃金の確保の観点で踏まえた対応にお取り組みいただくようお願いいたします。

貴会におかれましては、この趣旨をご理解いただき、傘下企業の皆様に積極的に取り組んでいただけますよう、周知や働きかけをお願いいたします。

なお、その際、派遣労働者の公正な待遇の確保、向上に向けた取組内容等をまとめたリーフレット（別添資料 1）をご活用くださいますようお願いいたします。